

総合政策研究科法学専攻（修士課程）3つのポリシー

ディプロマ・ポリシー

- 1.憲法、民法、刑法等の基本的な法律科目のより深い知識及びビジネスに密接に関連する法分野の知識を修得していること。
- 2.法学の幅広い専門的視野に加え、他専攻の領域が有する視点を身に付けていること。
- 3.地域が抱えている問題の本質を理解し、これを自らの知識と連携する能力を身に付けていること。
- 4.本学大学院並びに各研究科の教育目的等に沿って各研究科が定める大学院学則別表第 I に示される修了要件を満たすこと。
- 5.必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格すること。
- 6.上記の 1 から 5 までを満たした者に対し、修士（法学）の学位を授与する。

カリキュラム・ポリシー

- 1.法学専攻の教育上の目的・目標を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的な教育課程を編成する。
- 2.学部教育の基礎の上に立って、法学・政治学の個別分野の充実を図る。
- 3.憲民刑分野においては、特論の形式で特殊テーマを研究する科目設定をし、又ビジネスに密接に関係する法分野を充実させる教育課程を編成する。

アドミッション・ポリシー

様々な社会事象を法的に観察し分析する素養を持ち、そのような素養を更に磨きたいと思っている学生・社会人を求めます。

[2020 年 4 月改定]